

## 10 中山間地域等直接支払の状況

中山間地域は農地の傾斜など農業生産条件が不利なため、耕作放棄地の増加が懸念されることから、農業生産活動の維持と農業の多面的機能の確保を図ることを目的に、中山間地域等直接支払制度が平成12年度に始まりました。

平成27年度からは、急傾斜地の農用地保全・活用を支援する第4期対策（H27年度～H31年度）が実施されています。

◇交付単価（円／10a）

田 急傾斜（1/20以上）21,000円、緩傾斜（1/100以上）8,000円

畑 急傾斜（15°以上）11,500円、緩傾斜（8°以上）3,500円

協定面積（平成30年度）

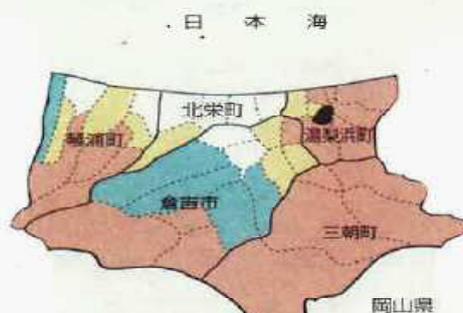
（単位：ha）

区分	市町名	協定数	協定面積						合計	
			3法指定地域				特認地域			
			田	畑	採草放牧地	計	田	畑		計
集落協定	倉吉市	50	371			371	264		264	635
	三朝町	33	396			396				396
	湯梨浜町	4	16	10		26				26
	琴浦町	24	427	6		433	3		3	436
	北栄町	1				0	3		3	3
全体	中部計	112	1,210	16		1,226	270	0	270	1,496
	県計	641								7,945

資料：H30中山間直接支払調べより

注)3法とは①特定農山村法②山村振興法③過疎法を指します。

### 中山間地域等直接支払制度対象地域



凡例	
3法指定地域	
農林統計上の中山間地域	赤色
3法指定地域に地理的に接する集落の区域	黄色
農林業従事者割合、DIDからの距離、人口減少率等が一定の要件を満たす地域	青色
知事特認地域	緑色